



前橋市景観資産登録制度

身近な「前橋の景観」を ご紹介ください

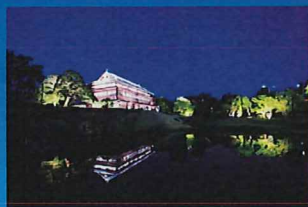
前橋市では、良好な景観を形成する
建造物等や樹木、風景とその見える場所を
「景観資産」として登録しています。

募集期間：令和8年6月1日（月）～7月31日（金）
募集対象：建造物等、樹木、
風景と視点場（風景とその見える場所）

応募方法・前橋市景観資産についてはこちら



#50 白井屋ホテル
建造物等（令和6年度登録）



#14 臨江閣
建造物等（令和元年度登録）



#49 群馬大橋付近から望む赤城山 風景と視点場（令和5年度）

【問い合わせ先】 前橋市役所 都市計画課 景観・歴史まちづくり係

TEL:027-898-6975 FAX:027-221-2361 e-mail:toshikeikaku@city.maebashi.gunma.jp